

京都大学大学院農学研究科森林科学専攻 共同利用規程

(平成29年4月13日農学研究科長裁定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）大学院農学研究科 森林科学専攻（以下「森林科学専攻」という。）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この規程において対象となる設備は、別表第1設備名称欄に掲げる設備（以下「設備」という。）とする。

(管理責任者)

第3条 森林科学専攻に、設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、森林科学専攻長をもって充てる。

(利用資格)

第4条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第5条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第6条 設備の利用時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。

2 設備の利用は、1時間を単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間（期間）を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第7条 設備を利用しようとする者は、当該設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の3ヶ月前から30日前までに、共同利用申請書（様式1）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用

を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日の初日から起算して10日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、申出の期日を経過した場合は、設備の利用の変更又は取り止めに申し出ることができない。

(利用料)

第9条 利用者は、本学の指定する方法により、別表第1に定める利用料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、第8条第2項の利用日時の変更、又は利用の取り止めの承認を受けた場合又は森林科学専攻の都合により承認を取り消し、若しくは中止した場合は、利用料の全部又は一部を返還する。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された設備（以下「利用設備」という。）を利用目的以外に利用しないこと。

(2) 利用設備を第三者に利用させないこと。

(3) 利用設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。

(4) 森林科学専攻の施設、設備等の保全に努めること。

(5) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、利用設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第11条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、第8条第1項における設備の利用承認を取り消し、又は設備の利用を停止させることができる。

(1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者が、共同利用申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により設備の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用承認を取り消し、又は設備の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により承認を取り消し、又は利用を停止した場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査確認を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、その責に帰すべき事由により森林科学専攻の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第14条 森林科学専攻に所属する教職員で共同利用に関係した者及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用により知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報
(事務)

第15条 共同利用に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第16条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第17条 農学研究科長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更にあたり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに森林科学専攻ホームページへの掲示又は電子メールによる通知、その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年7月25日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、令和元年10月1日以後の設備の利用について適用し、同日前の設備の利用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第10条関係）

設備名称	利用単位 (測定時間)	利用料単価		
		第4条第1項 第1号に掲げ る者	第4条第1項 第2号に掲げ る者	第4条第1項 第3号に掲げ る者
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間あたり	3,000円	10,800円	25,200円
超高感度MALDI-TOF MS	1時間あたり	4,000円	4,700円	16,000円
単結晶X線構造解析装置	1時間あたり	1,500円	-円	-円
固体専用超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	1時間あたり	6,000円	10,600円	23,100円
超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	1時間あたり	1,000円	4,500円	12,700円
高分解能X線CT装置	1時間あたり	1,500円	-円	-円

1. 上記表中の利用料単価は、利用単位あたりの設備利用に係る金額（消費税相当額を含む。）である。
2. 1時間未満の設備利用及び1時間を超える設備利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第4条第1項第4号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。

様式1 (第7条関係)

共同利用申請書

年 月 日

京都大学大学院農学研究科 森林科学専攻長 殿

京都大学大学院農学研究科森林科学専攻が供する共同利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学大学院農学研究科森林科学専攻共同利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称				
	住所				
利用申請者		職名			
電話番号		メールアドレス			
緊急連絡先	職場			自宅	
利用設備名					
利用期間	年	月	日	時	～ 年 月 日 時 計 時間
利用目的					
利用料請求先 *利用申請者と異なる場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名				
	電話番号		メールアドレス		
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> 機能強化経費、 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費、 <input type="checkbox"/> その他)				
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 科学研究費補助金 <input type="checkbox"/> 受託研究等 <input type="checkbox"/> 間接経費				
	PJコード【 _____ 】				
	<input type="checkbox"/> 機関経理補助金 補助金名称【 _____ 】				
事前講習 *初回時のみ記載	受講希望日時	年	月	日	時～ (所要時間： 時間)
	受講済の場合は受講年月日				
成果を非公開とする場合、その理由					
利用申請者 以外の利用者	所属部署・職名	職名	氏名	連絡先	

利用申請にあたっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学大学院農学研究科 森林科学専攻事務室へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに森林科学専攻事務室へ連絡してください。
3. 利用料の請求にあたっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。